

高岡市水防計画【概要】

1 計画策定の目的

水防計画は水防法に基づき、水防事務の調整及びその円滑な実施のために、必要な事項を定めるもの。

2 計画策定の背景

水防法では、指定水防管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定めて、毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときはこれを変更しなければならないとされており、高岡市は県より水防上、公共の安全に重大な関係がある団体として指定水防管理団体に指定されている。

高岡市では、これまで富山県水防計画を準用し水防事務を実施してきたが、近年、気候変動の影響等により全国的に激甚な災害が頻発していることから、高岡市水防計画を策定し、水防事務を明確化することで災害に備えるもの。

3 主な内容

計画の主な内容は水防事務従事者のためのマニュアルであり、水防組織、水防対策工法、水防施設の位置や配備資機材、水防の通信連絡系統等について定めたもので、水防法及び富山県水防計画に応じた内容としている。

(1) 水防組織（附表－1 参照）

水防組織は市長を本部長、副市長を副本部長とする体制とし、事務局は都市創造部とする。ただし、高岡市災害対策本部が設置されたときは、同本部の一部として編入され、その事務进行处理する。

(2) 水防区域

水防の所管区域である水防区域は下記のとおりとし、高岡市は庄川水害予防組合及び小矢部川中流水害予防組合と相互協力体制をとることとしている。

水防管理団体	管理者	構成市	水防区域
高岡市	高岡市長	高岡市	庄川の流域のうち高岡市の区域（うち庄川水害予防組合の区域を除く。）、小矢部川の流域のうち高岡市の区域（うち五位橋から上流を除く。）及び海岸のうち高岡市の区域
庄川水害予防組合	高岡市長	高岡市 射水市 砺波市	庄川の砺波市庄川町小牧えん堤から海までの流域
小矢部川中流水害予防組合	小矢部市長	高岡市 小矢部市	小矢部川のうち小矢部市、高岡市の区域（五位橋から下流を除く）

(3) 重要水防箇所

重要水防箇所は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所である。

市及び庄川・小矢部川中流水害予防組合の水防区域のうち、洪水等が発生した場合に公共に及ぼす影響の大きい重要水防箇所は、直轄河川 186 箇所、県管理河川 37 箇所、海岸 1 箇所である。（令和3年4月時点）

重要水防箇所は、河川管理者の点検による追加や、改修工事完了による削除等、毎年箇所数は変更する。

4 計画策定及び変更手続き

水防法では水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ水防協議会又は市町村防災会議に諮らなければならないとされており、高岡市では高岡市防災会議の承認後に水防計画を策定又は変更する。

附表－1 高岡市水防組織表

